

物流施設の災害対応能力の強化等

事業概要

- 災害対応能力の強化を図るため、非常用電源設備の導入支援を行い、物流拠点において**電源機能を維持し、迅速かつ円滑な物資輸送体制を確保する。**

背景・経緯

- 営業倉庫等の物流施設においては、災害対策基本法に基づく防災基本計画においても災害時の物資拠点としての役割が期待されており、**国民の安定的な生活の確保と社会の安定の維持に不可欠なサービス**として事業の継続が不可欠。
- 近年の災害時（平成30年台風第21号や令和元年台風第15号）において、物流施設で停電等が生じており、それによって**物流の現場に混乱が発生。**

総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日閣議決定）
 III 3（1）③**物流拠点と既存インフラとのアクセス強化や物流拠点の防災対策**（略）災害発生時においても生活必需品等の物資供給を途絶させないよう、（略）、**物流拠点の防災対策を充実させるほか、（略）防災設備を備えた物流施設の整備を推進する。**

必要性・課題

- **災害が激甚・頻発化**している中、災害時や電力不足時においても、物流拠点において電源機能を維持し、**迅速かつ円滑な物資輸送体制を確保**することが必要。
- 一方、非常用電源設備は、**導入費用の高さや費用対効果**を考慮すると、自助努力で導入することは企業にとって**大きな負担**となっている。



台風15号により倒壊した鉄塔

実施内容

物流施設において、非常用電源を導入する場合に補助を行う。※

【補助率】

1 / 2 以内

【補助対象者】

倉庫事業者
 貨物利用運送事業者
 トラックターミナル事業者

【補助対象施設】

・営業倉庫
 ・航空上屋
 ・トラックターミナル

【補助対象設備】

非常用電源設備（発電設備又は蓄電池）



<非常用電源設備>

※詳細については交付要綱等をご確認ください。